

毎月1日・15日発行

区政報告

発行日：平成26年6月1日（日）

発行所：品川区議会公明党

住所：品川区広町2-1-36議会棟5階

区議会スケジュール

《今後の定例会の予定》

第2回定例会：6月26日(木)～7月9日(水)

本会議、常任・特別委員会は誰でも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、区議会事務局(区役所総合庁舎議会棟4階)で傍聴券の交付を受けてください。議会での一般質問の様子などの録画中継が、区議会ホームページでご覧いただけます。

品川区が国家戦略特別区域に！

平成26年5月1日、「国家戦略特別区域法」に基づき、「国家戦略特別区域を定める政令」が公布・施行され、品川区を含む「東京圏」が国家戦略特別区域として定められました。



今後、国や東京都等の関係機関と連携しながら、国家戦略特別区域制度を活用したまちづくりを進めます。

1.対象区域「東京圏」

東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、神奈川県、千葉県成田市

2.目標

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。



3.政策課題

- (1) グローバルな企業・人材・資金等の受入れ促進
- (2) 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
- (3) 起業等イノベーションの促進、創薬等のハブの形成
- (4) 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- (5) オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

シナガワ博士の区議会講座

特別編・消費税増税(3)



近所のスーパーで「消費税増税3%値下げセール」っていうのをやっていたよ。お店は、国に8%の消費税を納めなくちゃいけないから、値下げした分は利益が減っちゃうよね。お客さんのために努力している良いお店だなぁ～！



おっと！本当に消費税増税分を値下げしている良いお店と言えるのでしょうか？もしかしら、商品を納めたり、作ったりしている下請けの業者に無理な値下げを要求しているかもしれませんよ！



えっ！そしたら下請けの会社はそのぶんの値引きを負担しているかもしれないね！でも大事な取引先をお願いされたら断るのが難しい会社もあるよね…



そこで、政府は「消費税転嫁対策特別措置法」という法律で、買ったときの禁止や、転嫁を妨げる表示の禁止などを決め、これらの行為を監視・取り締まりをしています。

その近所のスーパーの「消費税増税3%値下げセール」という表示はまさに禁止されていることですよ！



なるほどね～。そういえば、隣のケーキ屋さんでは3月まで126円だったクッキーが、「消費税増税のため値上げします」って226円になっちゃたんだよ！消費税8%だから129円なら分かるんだけど…。でも消費税があがったんだから仕方ないよねえ…。

おや？それは内容も量も変わらないのに値上げされていたのですね？もしかしらそれは「便乗値上げ」かもしれません。



しかし、便乗値上げを取り締まる法律はありません。もし、おかしいなと思うことがあれば、お店に聞いてみるか、消費者庁に聞いてみましょう。



消費税がきちんと納められて、そのお金がちゃんと社会保障のために使われるよう、日本の未来のためにみんなが意識をもつことが大切だね。



消費税価格転嫁等総合相談センター

☎0570-200-123

公正取引委員会違反情報受付窓口

☎03-3581-3379

便乗値上げ情報・相談窓口(消費者庁)

☎03-3507-9196

品川区プレミアム商品券のこりわずか！

4月18日より販売が開始された「品川区プレミアム商品券」の残りがごくわずかです(5月22日現在)。販売場所は品川区商店街連合会事務局(下神明駅)と青物横丁平野屋(青物横丁駅)のみとなりました。商品券を使って、区内の経済を盛り上げましょう！

<http://shoren.shinagawa.or.jp/>

お気軽に、ご意見・ご感想をお寄せください。

■議会控室：広町2-1-36品川区役所議会棟5階

■電話：03-5742-6817

■ファックス：03-3774-3366

■Eメール：info@shinagawa-komei.org

■HP：<http://www.shinagawa-gikaikomei.org/>